

● 内閣の権限

権限	条文	内容
法律の執行・ 国務の総理	73①	目的にかなった法律の執行を行い、行政の事務一般を統括（とうかつ）・管理する。
外交関係の 処理	73②	重要な外交関係に関する事務を処理。（通常 の外交事務は外務大臣が主管）
条約の締結 （ていけつ）	73③	国家間の文書による合意を締結。
官吏に関する 事務の掌理	73④	内閣の支配下にある公務員に関する事務を 処理する。
予算の作成	73⑤	予算を作成し、国会に提出する。
政令の制定	73⑥	憲法や法律を実施する命令を制定する。
恩赦（おん しゃ）の決定	73⑦	刑罰を失効させる等の決定を行う。
天皇の国事行 為への助言と 承認	3 7	天皇の国事行為の実質的決定権は、内閣が有 する。
国会の召集 参議院の緊急 集会の要求	7 54	国会の召集を行う（臨時会は53条）。 衆議院の解散中、国に緊急の必要があるとき、 参議院議長に請求する。
最高裁判所長 官の指名 その他の裁判 官の任命	6 79 80	内閣の指名にもとづいて天皇が任命する。 長官以外の最高裁判所の裁判官と下級裁判所 の裁判官を任命する。

● 内閣総理大臣の権限

